

令和 7 年 3 月 9 日執行北広島町長選挙及び北広島町議会議員一般選挙

公費負担制度関係様式

北広島町選挙管理委員会

公費負担制度とは

立候補の機会や選挙の公平性を確保することを目的に、一定の条件下で、「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」に係る費用を北広島町が負担する制度です。

- (1) それぞれの業者と有償契約を締結し、所定の手続き（下表参照）を行う必要があります。
- (2) 条例で定める限度額があり、これを超える額は候補者の自己負担となります。契約額が限度額を下回る場合は、その契約額が公費負担となります。
- (3) 供託物が没収される場合は、制度が適用されません。
- (4) 無投票となった場合、選挙運動用自動車の使用に係る費用は告示日1日分が公費負担の対象となります。選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る費用は、告示日までに契約が締結されていたものに限り、対象となります。

表. 公費負担制度（選挙運動用自動車・ビラ作成、ポスター作成）に基づく書類提出の流れ

提出時期		選挙運動用自動車の使用				ビラ作成	ポスター作成
		ハイヤー方式	レンタル方式				
			自動車借上	燃料供給	運転手雇用		
		有償契約※1	有償契約※1	有償契約※1	有償契約※1	有償契約	有償契約
		候補者⇄業者	候補者⇄業者	候補者⇄業者	候補者⇄業者	候補者⇄業者	候補者⇄業者
立候補届出日 (告示日) 以降	3/4 ～	契約届出書※2				契約届出書※2	契約届出書※2
		様式1(その1)				様式1(その2)	様式1(その3)
		候補者⇒選管				候補者⇒選管	候補者⇒選管
選挙期日 (投開票日) 以降15日 以内	3/9 ～ 3/24			確認申請書		確認申請書	確認申請書
				様式2(その1)		様式2(その2)	様式2(その3)
				候補者⇒選管		候補者⇒選管	候補者⇒選管
				確認書※3		確認書※3	確認書※3
		様式3(その1)	様式3(その2)	様式3(その3)			
		候補者⇒業者	候補者⇒業者	候補者⇒業者			
		使用証明書	使用証明書	使用証明書	ビラ作成 証明書	ポスター作成 証明書	
		様式4(その1)	様式4(その2)	様式4(その3)	様式5(その1)	様式5(その2)	
		候補者⇒業者	候補者⇒業者	候補者⇒業者	候補者⇒業者	候補者⇒業者	
選挙期日 以降年度末 までに	～ 3/31	請求書※4				請求書※5	請求書※6
		様式6(その1)				様式6(その2)	様式6(その3)
		業者⇒選管(町)				業者⇒選管(町)	業者⇒選管(町)
		支 払					
		選管(町)⇒業者					

※1 選挙運動用自動車に関する契約について、選挙期間以外を含める場合、公費負担の対象は選挙期間内（立候補の届出日から投開票日前日まで）に限られます。

※2 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※3 確認書は、候補者からの確認申請書に基づき選挙管理委員会から候補者に交付します。候補者は、交付を受けた確認書を直ちに業者に提出してください。

※4 選挙運動用自動車に関する請求書には、①使用証明書（様式4）のほかに、燃料供給契約については②確認書（様式3）及び③給油伝票の写し（給油日、給油量、車番、給油金額がわかるもの）を添付してください。

※5 ビラ作成に関する請求書には、①ビラ作成証明書（様式5）、②確認書（様式3）及び③ビラ見本を添付してください。

※6 ポスター作成に関する請求書には、①ポスター作成証明書（様式5）、②確認書（様式3）及び③ポスター見本を添付してください。

年 月 日

契約届出書（自動車の使用）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙
候補者 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		運送契約期間	運送契約金額 (税込)	
年 月 日		月 日～ 月 日	円	

2 1に掲げる場合以外の場合（レンタル方式）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入れ期間等	契約金額 (税込)	
自動車 の借入	年 月 日		月 日～ 月 日	円	
	年 月 日		月 日～ 月 日	円	
運転手 の雇用	年 月 日		月 日～ 月 日	円	
	年 月 日		月 日～ 月 日	円	
燃料代	年 月 日			円	
	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に単価契約を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

年 月 日

契 約 届 出 書（ビラ 作 成）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙
候補者 印

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額 (税込)	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

年 月 日

契 約 届 出 書（ポスター作 成）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙
候補者 印

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額 (税込)	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

年 月 日

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙

次のとおり選挙運動用自動車燃料代について、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- ## 2 契約の相手方

名称(法人のみ)及び氏名	名称	氏名
--------------	----	----

- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購入金額（税込）	左のうち確認済又は確認申請金額（税込）
前回までの累積金額 (a)	円	円
今 回 の 購 入 金 額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a) + (b)	円	円
備 考		

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から北広島町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

年 月 日

確 認 申 請 書（ビラ作 成 枚 数）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 印

次のとおり選挙運動用ビラ作成枚数について、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方

住 所 _____

名称(法人のみ)及び氏名 名称 _____ 氏名 _____

3 確認申請枚数 _____枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から北広島町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

年 月 日

確 認 申 請 書（ポスター作成枚数）

北広島町選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 印

次のとおり選挙運動用ポスター作成枚数について、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方

住 所

名称(法人のみ)及び氏名 名称 氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から北広島町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」については、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号

年 月 日

確 認 書（自 動 車 燃 料 代）

北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

北 広 島 町 選 挙 管 理 委 員 会

委員長

印

1 選 挙 名 年 月 日執行北広島町 選挙

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確 認 金 額 円（税込）

備 考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、北広島町に支払を請求することはできません。

確認番号

年 月 日

確 認 書（ビラ作 成 枚 数）

北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

北 広 島 町 選 挙 管 理 委 員 会

委員長 印

1 選 挙 名 年 月 日執行北広島町 選挙

2 候補者の氏名

3 確 認 枚 数 枚

4 確 認 金 額 円（税込）

備 考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、北広島町に支払を請求することはできません。

確認番号

年 月 日

確 認 書（ポスター作成枚数）

北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

北 広 島 町 選 挙 管 理 委 員 会

委員長

印

1 選 挙 名 年 月 日執行北広島町 選挙

2 候補者の氏名

3 確 認 枚 数 枚

4 確 認 金 額 円（税込）

備 考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、北広島町に支払を請求することができません。

自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 印

運送等契約区分 (右欄の該当する番号に○)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 (ハイヤー方式)	2 左に掲げる場合以外の場合 (レンタル方式)
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	住所	氏名 (法人の場合は名称及び氏名)
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額 (税込)
車種 番号	年 月 日 ～ 月 日	円
車種 番号		
車種 番号		

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、候補者が運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が北広島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日あたり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合（ハイヤー方式） 36,300 円
 - (1)以外の場合（レンタル方式） 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、北広島町に支払を請求することはできません。

自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 印

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住所	氏名（法人の場合は名称及び氏名）		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給額（税込）	備考
年 月 日		ℓ	円	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、候補者が燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が北広島町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 印

運転手の氏名及び住所	住所	氏名
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額（税込）	備 考
年 月 日	円	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、候補者が運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が北広島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、北広島町に支払を請求することはできません。

ビ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりビラを作成したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 印

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	住所
	氏名（法人の場合は名称及び氏名）
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円（税込）
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、候補者がビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が北広島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数	ア 町議会議員の選挙	1,600 枚
	イ 町長の選挙	5,000 枚
(2) 限度額	7 円 73 銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額（1 円未満の端数は切上げ）	

様式第5号（その2）（第5条関係）

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行北広島町 選挙

候補者 印

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	住所
	氏名（法人の場合は名称及び氏名）
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円（税込）
当該選挙区（当該選挙が行わ れる区域）におけるポスター 掲示場数	か所

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、候補者がポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が北広島町に支払を請求するときはこの証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、北広島町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{103,500 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

請求書（自動車の使用）

北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

北広島町長 あて

住 所
名 称
氏 名 印

1. 請求金額 _____ 円（税込）

2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3. 選挙名 _____ 年 月 日執行北広島町 選挙

4. 候補者の氏名 _____

5. 振 込 先

金融機関名	本・支店名	預金種別
	店	普通 ・ 当座
口座番号	口座名	
	(ふりがな)	

備 考

- この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、北広島町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

その1 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）（ハイヤー方式）

使用年月日	1日あたりの運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
年 月 日	() 円× () 台 = 円	36,300円× () 台 = 円	円	(税込)
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）（レンタル方式）

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	1日あたりの運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
年 月 日	() 円× () 台 = 円	16,100円× () 台 = 円	円	(税込)
計			円	

備 考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日		() 円 × () ℓ = 円			
計		円	円	円	(税込)

備 考

- 1 「基準限度額 (イ)」の(計)欄には、確認書(自動車燃料代)に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は燃料を供給した日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	(税込)

備 考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書（ビラの作成）

北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

北広島町長 あて

住所
氏名

印

1. 請求金額 円 (税込)

2. 内 訳 別記請求内訳のとおり

3. 選挙名 年 月 日執行北広島町 選挙

4. 候補者の氏名

5. 振込先

金融機関名	本・支店名	預金種別
	店	普通 ・ 当座
口座番号	口座名	
	(ふりがな)	

(別記請求内訳)

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I
円	枚	円	7円73銭	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書（ビラ作成枚数）及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、北広島町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚を添付してください。
- 4 E 欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- 5 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 6 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書（ポスターの作成）

北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

北広島町長 あて

住所
氏名

印

1. 請求金額 円 (税込)
-
2. 内 訳 別記請求内訳のとおり
3. 選 挙 名 年 月 日執行北広島町 選挙
4. 候補者の氏名 _____
5. 振 込 先

金融機関名	本・支店名	預金種別
	店	普通 ・ 当座
口座番号	口座名	
	(ふりがな)	

(別記請求内訳)

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書（ポスター作成枚数）及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、北広島町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したポスターの見本1枚を添付してください。
- 4 D欄には、次により算出した単価を記載してください。

$$\frac{103,500 \text{ 円} + 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター枚数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

ポスター掲示場数

- 5 E 欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- 6 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 7 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。